



2025年4月24日

各 位

会社名 かどや製油株式会社
代表者名 代表取締役社長 北川 淳一
(コード:2612 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員
コーポレート本部長 高野 純平
(電話番号: 03-6721-6957)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を2025年6月26日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会、取締役会の運営の柔軟性を確保する観点から、招集権者および議長が取締役社長に限定されている現行定款第13条および第23条を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u> ② <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>②<u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2025年6月26日

定款変更の効力発生予定日 2025年6月26日

以 上